

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和8年9月1日現在における広島県後期高齢者医療広域連合の直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

令和8年9月17日

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 三村 義雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項において準用する法第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1の数

44,914人

- 2 法第291条の6第1項において準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定並びに法第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

380,713人

- 3 法第291条の6第1項において準用する法第80条第1項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市 町 名	必要な有権者数
広島市	221,325 人
呉市	56,217 人
竹原市	6,402 人
三原市	23,727 人
尾道市	34,745 人
福山市	123,758 人
府中市	9,812 人
三次市	13,210 人
庄原市	8,632 人
大竹市	7,126 人
東広島市	50,562 人
廿日市市	31,700 人
安芸高田市	7,061 人
江田島市	5,760 人
府中町	14,125 人
海田町	8,188 人
熊野町	6,545 人
坂町	3,389 人
安芸太田町	1,518 人
北広島町	4,615 人
大崎上島町	1,771 人
世羅町	3,970 人
神石高原町	2,211 人